

# 第 32 回 仙台市宅地保全審議会

## 議 事 録

平成 24 年 1 月 24 日

仙台市役所 2 階 第一委員会室

## 第 32 回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成 24 年 1 月 24 日（金）午後 5 時 00 分～午後 6 時 29 分

場 所 仙台市役所 2 階 第一委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員

出席委員・・・飛田会長，今西副会長，吉田委員，源栄委員，風間委員  
内藤委員，渋谷委員，嶋中委員，千葉（琢）委員，  
宮崎 都市・住宅整備課長（脇坂委員 代理），  
千葉（則）特別委員，三辻特別委員，吉川特別委員，

欠席委員・・・斎藤委員

事務局（仙台市）

高橋都市整備局長，横山都市整備局理事，  
高橋都市整備局次長，菊地住環境部長，早坂開発調整課長，  
鈴木主幹，千田調整係長，梅内技師，今川技師

内容

1. 開会
2. 議事
  - (1) 技術専門委員会活動報告
  - (2) 諮問「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う造成宅地の被害に関する技術的助言について」
  - (3) その他
3. 閉会

意見の概要

1. 諮問については，諮問のとおりで異議なし。
2. 答申については，会長預かりとさせていただくことを了承。会長と事務局とで内容を整理し，固まり次第各委員へ報告を行う。
3. 一区ごとに被害状況を分類するのもいいが，被害のパターン化を進めて，すばやい対応ができるような体制を整えたほうがよい。

事務局 : 本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、これより第32回宅地保全審議会を開催いたします。はじめに事務局代表より挨拶をいただきます。

事務局代表 : 委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。復旧につきましては、造成宅地滑動崩落緊急対策事業が作られまして、本市としましては、被災が中程度以上の約4000宅地について約8割が公共事業での復旧が可能であろうという状況です。公共事業の対象にならない残りの約2割につきましては、独自支援制度を創設しました。

一方、この審議会で並行してご審議をいただいております被災メカニズム、現地再建を前提とした際の復旧方針の検討等も、かなり議論を重ねていただいております。

本日の第32回宅地保全審議会におきましては、技術専門委員会において先行してご審議いただいております17地区に関して、前回の第31回宅地保全審議会にご報告いたしました6地区と同様に、残りの11地区についてご報告をさせていただきたいと考えております。

また今回は、前回の審議会でもご提案させていただいた、諮問方針の内容に基づき、正式に諮問させていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

本市において被災宅地の復旧工を進めていく上で、皆様のお力添えを得ながら1日も早い復旧を進めて行きたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

#### — 資料確認 —

委員 : よろしく願いいたします。先ほど事務局代表から「ある程度の目途がついた」というお話がありました。技術的な面も含めるとまだ混乱した状態で、これからも英知を絞りながら技術者と共に出来る限りよい方向に持っていく、1日も早い住環境の整備・復興というものに審議会としても努力をしていきたいと思っております。宅地関係、地盤関係というものは、他の構造物とは違っておまして、なかなか判断が難しいということがあります。それにつきましては、その時の状況、データに基づいて再度降り返るような

ことも多々で出て来るかと思いますが、審議会の下に設置されております専門委員会のほうでも、そういった事態が発生した場合は仙台市と共に速やかに対策を講じるということをしていきたいと思っておりますので、関係する皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 : それではこれからの進行につきましては、飛田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 : それでは今から審議会を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

— 会議成立の確認、公開審議の確認、傍聴人への注意事項、議事録署名 —

委員 : それでは「技術専門委員会活動報告」について事務局からお願いいたします。

事務局 : お手元の資料1に基づきましてご説明させていただきます。

前回、6地区についてご報告させていただきましたが、今回は11地区ということでご報告させていただきます。内容は書いておりますが、ひとつの事例としては、緑ヶ丘二丁目があります。盛土の形態が谷埋め型で、造成年代が昭和35年～昭和40年。変状メカニズムの素因としましては、脆弱な盛土でN値が0～4、擁壁の安定性が不足しております。変状形態ですが盛土内すべりによる変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工の基本方針としましては、盛土内すべりに対して抑止対策を行う。また地下水位が高いことから地下水低下工を行う方針です。

太白区の大崎地区につきましては、盛土形態が谷埋め型、造成年代が昭和40年～昭和42年。変状形態としましては盛土内すべりにより変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工の基本方針は盛土内すべりに対して抑止対策を行い、地下水位が高いことから地下水低下工を行うということです。

青葉区の高野原一丁目につきましては、谷埋め型盛土、平成元～平成7年の造成です。変状メカニズム素因としては脆弱な盛土とシルト層の砂質層、地下水位が高いこと。変状形態としては盛土内すべりにより変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は、盛土内すべりに対しての切土等の滑動力低減を図る。地下水低下工を行う。

青葉区の高野原二丁目・三丁目につきましては、腹付け型盛土と谷埋め型

盛土で、造成年代は平成元年～平成7年。変状メカニズム素因は脆弱な盛土、道路表層部が非常に軟弱であったということです。変状形態は盛土内すべり、擁壁の損壊、宅盤の沈下です。対策工基本方針は、初動ブロックを撤去し、適切な転圧と再度の盛土を行う。掘削時に湧水等が確認された場合は排水対策を講じるものとする。

青葉区の中山一丁目・滝道ですが、谷埋め型盛土で造成年代が昭和31年～昭和54年です。変状メカニズム素因は脆弱な盛土、擁壁の安定性不足、地下水位が高いことです。変状形態としては盛土内すべりによる変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は変状や倒壊した擁壁を撤去し、新たな擁壁を再構築、軟弱地盤については地盤改良等を行う。

青葉区中山五丁目につきましては谷埋め型盛土。造成年代は昭和39年～昭和54年。変状メカニズム素因は脆弱な盛土、盛土内部強度に流れ盤構造、地下水が高いこと。変状形態は盛土内すべりによる変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は盛土内すべりに対して抑止対策工、地下水に対して地下水低下工を行う。

青葉区双葉ヶ丘につきましては谷埋め型盛土、造成が昭和36年～昭和40年。変状メカニズム素因は脆弱な盛土、擁壁の安定性不足、地下水が高い。変状形態としては盛土内すべり、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は盛土内すべりに対して抑止対策、なおA～Cブロックについてはすべりの変状は認められません。

泉区南光台ですが、谷埋め型盛土で造成年代は昭和31年～昭和60年、変状メカニズム素因は脆弱な盛土、地下水が高い。変状形態は盛土地盤の液状化による法面のすべり・崩壊、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は盛土内すべりに対しては抑止対策、地下水に対して地下水低下工を行う。

太白区松ヶ丘ですが、谷埋め型盛土で造成は昭和35年～昭和42年、変状メカニズム素因は脆弱な盛土、擁壁の安定性不足、地下水が高い。変状形態は盛土内すべりにより変形、擁壁の損壊、宅盤の沈下。対策工基本方針は西側の広域に宅盤が沈下した区域の変状メカニズムが特定できませんので、継続した検討が必要です。東側の道路擁壁変状については、擁壁の再構築を行うということです。

青山一丁目ですが、谷埋め盛土で造成は昭和38年。変状メカニズム素因

は脆弱な盛土，擁壁の安定性不足。変状状態は盛土内すべりにより変形，擁壁の損壊，宅盤の沈下。対策法基本方針は盛土内すべりには抑止対策工を行いますが，変状範囲が広大なため変状範囲を特定するための追加調査が今後において必要です。

委員 : ありがとうございました。

今の説明につきまして，委員の方からご質問やご意見はありませんか。

委員 : 青葉区中山五丁目の素因の2番目，盛土内部強度の流れ盤という話，これは意味が通じないので何か抜けているのではないかと思います。正式な資料として残るので直したほうがよいと思います。

委員 : これはケアレスミスに近いミスという気がします。

委員 : もうひとつは，被害を受けた地域の造成年代をもっと絞ったほうがよいと思います。

事務局 : 委員のご指摘ですが，盛土内部の強度境界が約 $10^{\circ}$ となっておりましてこのような表現にさせていただいております。再度確認の上で資料に修正が必要であれば訂正させていただきたいと思います。

造成年代についてですが，これについてはもう少し分かりやすい表現に加筆させていただきたいと思います。

委員 : 造成年代と1978年の地震の被害状況を一覧表にした時に，今回の地震だけの問題なのか，前の影響があったのかという累積的な被害の有無で区別できるようにしてもよいと思います。

委員 : そのようなデータは仙台市として保有していますか。学術的な話は風間先生がまとめているということは知っているのですが。

事務局 : データはあるものはあります。必要であればそういう場は別に考えたいと思います。

委員 : 委員のおっしゃる，累積したかという観点でのデータは無いと思うのですが。委員のほうでもそうはなっていませんよね。比較はしているのですが。

委員 : 再度災害を受けた所が多くなっております。

委員 : 過去にあったかどうかという話と，累積という意味は違います。累積になっているかどうかは分からないと思います。そこにあったか，無いかぐらいの話をしては仕方が無いと思います。

委員 : そうですね。その辺のところは既に研究を進めているかたもいらっしゃる  
ので、共同してしっかりとしたデータを付き合わせたほうが、後々皆さんに  
使用していただけるようなデータが出来上がると思います。それにつきましては私も関わって、公表できるようなデータの作成、これは多分何の支障も  
無いデータのはずですのでそういったものを作成していくように、今後して  
いきたいと思います。

委員 : 一般の地震災害でまとめをする時と、今回の被災に基づいて耐震対策を立て  
る時とでは、継続時間の違いの問題は確かにありますが、対策に同意でき  
るのかという問題と、宮城県沖地震、特に78年の地震、またその後の地震  
によるジャブを打たれている。これらの地震などがあり、現在に至る蓄積で  
今回の被害が起こっているものなのかという、ふたつの要因に対してマルと  
ペケを分ける。

その境を論じることが地震対策で一番大事だと思います。建築構造物は正  
にマルとペケで、津波災害でも荷重設計は完全にマルとペケです。それが明  
確でないと、どのような根拠でやったのかということになります。そういう  
意味での、累積に着目した部分と継続時間に着目した部分での、残ったもの  
と残らなかったもの間。被害を受けたところだけを見ていたのではその境  
がわからないので、その説明が何でできるのかという部分が極めて重要だ  
と思います。

委員 : 重要性は分かりますが、多分先生がおっしゃることは地盤工学会の誰も答  
えられない、非常に難しい問題だと思います。申し訳ありませんが、少し審  
議会の趣旨とずれているところで、まずは学術レベルで。学術レベルやって  
答えが出るかと言えば、現時点では否定的に思います。

まずは事実をしっかりと積み上げて、今の時点では宮城県沖地震で被災を  
受けた箇所が今回ほぼ全て被害を受けており、新たに数多くの宅地が被害を  
受けているという状況です。この点についてしっかりとしたデータを取って  
その次に原因が何なのか、「現時点ではこういった原因が考えられる」、それ  
に対して定量的な議論ができるかどうかという、これは難しいと思います。  
本当に年月をかけてかなりの調査のデータを集め、時間をかけてやらなけれ  
ば、しっかりとした結論は出てこないだろうと思います。その点がコンクリ  
ートやスチールで造る構造物とは少し違うところがあります。ほかには経年  
劣化、これもよく言われるのですが、N値の変化として小さくなっていると

いうデータはあるのですが、その辺がどの程度まで残っているかについてはしっかりとしたデータが出て来ないと何とも言えないこともあります。

確かに1978年に被害が大きかった所のN値は経年的に変化しているという事実はあります。それをどのように解釈したらよいかということは学術的な問題で、それを実務や対策にどのように反映するかは、まだ大きなギャップがあると思います。

委員 : 関連しますが、今回は宅地の地盤にだけ着目しているのでこういうまとめ方で結構ですが、当然宅地が壊れている時には上下水道、ガス、電気などライフライン系のものや、その他の地中に埋まっているものも壊れているはずなので、市で管理している上下水道やガスのデータはあると思います。復旧の時のデータもあると思います。そういうものと比べてみることによって、地盤の被害がある程度定量的に言えるようになるので、いずれ、ほとぼりが冷めた段階で整理をしていただけると総括できると思います。

委員 : そういう方向で、今回の被災をできる限りマクロに、宅地だけでなく総合的に眺めて、しっかりとしたものを残していくという機会を仙台市として持っていただきたいということで。これは審議会からの仙台市に対する要望のようなもので。その取り合わせをどのようにするかは、今後私と事務局で進めていきたいと思っています。

委員 : 松ヶ丘地区の対策基本方針の中で、変状メカニズムの特定に至らないという表現になっています。しかし資料を見ると一定の知見を述べているように感じますが、十分ではないということなのでしょうか。

事務局 : ご指摘の松ヶ丘ですが、ボーリング調査等を一部で行ってはおりますが、地域が広大なため、もう少しボーリング調査等を行ったほうがよいだろうと考えております。今後の調査を踏まえてという流れになっております。

委員 : 今の調査段階では変状メカニズムの特定まではできていないという理解でよろしいですか。

委員 : そういう理解でよろしいですか、事務局。

事務局 : はい。

委員 : 色々なものが入っている地区なので、もう少し調査をしてみないとどれが主たるものなのか確定ができないということです。

委員 : 主な対策案のところ、地下水低下工という表記と、例えば集水施設とか横ボーリングとかありますが、統一していただければと思います。



もうひとつは、高野原一丁目で切土とありますが、排土という理解でよいでしょうか。

委員 : 上に乗っている土を排除するのだから、排土でよいと思います。切土と言うと切土と盛土が我々の世界では関連するので。

もうひとつは地下水低下工なのか暗渠工なのか、その辺の両方もということなのですが、これは最も包括的なものは、盛土内排水工法ということで全て含まれると思います。実際に工事に入った段階で盛土内排水工のうち、どれを使うかということが出て来ると思うので。何か他にありませんか。盛土内ということで限定してよろしいですか。今回の場合はほとんどそうだろうと思うのですが。

ではとにかく、盛土内から水を抜いて地下水位を低下させ、宅地全体を安定な方向に持っていく工法の総称として、盛土内排水工法ということで最終的な資料をまとめるということで処理したいと思います。

資料を見比べていると時間が足りなくなるので、一度切らせていただきます。後でまた個別の地区について疑問等がありましたら、それぞれの専門委員が担当しております。会議が終了後でも確認していただくことにさせていただきます。

私から提案させていただきたいのですが、今回、各地区について専門委員の先生方には付帯意見、この資料には全て斜線が入っております。前回は3地区につきまして、防災集団移転の可能性を含めた広い見地で対策を考えていただきたい旨の付帯意見をつけました。付帯意見の有無を伺いましたが、その際に高野原二丁目と三丁目地区について、法面変状と背後にある宅地のクラックとの関係が未だ不明です。例えば工事している時に、宅地内に発生していた亀裂が法面のすべりと関係していると動く可能性があります。施工中の経緯管理をしっかりとするというものを、付帯意見としたほうがよいのではないかというご意見がありました。これについては私のほうで判断させていただきまして、3地区に対する付帯意見が非常に大きな話だったので、施工中の管理をしっかりとすることにつきましては、宅地保全審議会の中で、私のほうから話題として取り上げて議事録に記載していただくということでよいのではないかということにいたしました。

高野原地区に限らず他の地区におきましても、復旧工事等の最中には周辺の地盤変状を確認しながら工事を進めていくということは、地盤を扱う上で

は当然のことです。この件につきましては仙台市から実施工に当たって、その注意をしっかりと確認していただくということを審議会としてお願いしたいと思います。

それでは議事を進めて参ります。次第2の諮問ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 今回は「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う造成宅地の被害に関する技術的助言について」の諮問ということで、資料2になります。この資料を読み上げまして、諮問ということでご提案したいと思います。

— 資料2読み上げ —

事務局 : 本来、諮問は最初に行われますが被災直後の混乱ということもありまして、正式な諮問を行わないまま、6月3日に第一回目の宅地保全審議会開催となりました。

当時、復旧に係る公共事業制度は「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」という非常に限定された制度しかなく、被災直後から仙台市としましても新しい制度の創設ということを繰り返し国に要望して参りました。

11月22日の国の第三次補正予算成立に伴いまして、新しい公共事業制度ができたということが、今まで時間がかかったということの理由になります。

その中で前回12月20日の宅地保全審議会でご説明しました新しく作られた「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」という制度内容から対策の全体的なイメージがつかめたということもありまして、正式な形での諮問答申が今日に至ったということをご理解をいただきたいと思います。

委員 : ありがとうございます。諮問の文言等も含めて、内容についてご質問やご意見はありませんか。私と事務局で作成した答申案の方は色々と検討の余地があると思います。

事務局 : それでは正式に諮問書をお渡しさせていただきたいと思います。

— 事務局代表より飛田会長へ諮問書を上程 —

委員 : 前回、答申の案を会長でまとめて、事務局と協議した上で次回審議をお願いするというにしました。作成しましたものが資料3になります。これは簡単な説明を加えながら読み上げていきたいと思ひます。

— 資料読み上げ —

委員 : (1)について説明は必要ないかと思ひます。  
(2)については、全ての案件を技術専門委員会ということではなくて、どうしても専門家に検討をお願いしたいという自体が発生した時に、技術専門委員会を開催して早急に対策方針を出すというものを文言にしたものです。  
(3)についても説明は不要だと思ひます。

— (4), (5)についても説明なし—

委員 : こういったことに注意していただいて今後の復旧工事等を進めていただきたいということで、答申案といたしました。

これにつきまして質問や修正意見等ありましたらお願いいたします。

委員 : 4との「または」5番「なお」は独立したと項目として要らないのではないのかと思ひます。

1番の最後、「調査検討の報告を行う」ということだが「調査検討結果の報告を行う」ことだと思ひます。

委員 : 1番も重複していて読みにくいところがありますね。

委員 : システムがよく分からないのですが、問題を技術専門委員会に出して、審議会に報告は必要ないのですか。暗黙の話で明文化しなくても入っているという理解でよいのですか。

委員 : 基本的にそういう理解でよいと思ひます。もちろん、全ての検討事項を報告するというのではなくて自由案件ということになると思ひます。

この辺は今後しっかりしていきたいと思ひますが、技術専門委員会で検討した結果につきましては会議という形は難しいのですが、専門委員会委員長から会長が受け取って、会長名で報告するということですね。

会議が開けないような場合にはそのような形で報告したいと思います。大事な情報はしっかりと伝達することで、それができないと我々の中でも疑心暗鬼を生んでしまうこともあり得ます。情報管理についてはきちんとやっていきたいと思います。

委員 : 1番に関して確認ですが、松ヶ丘と青山一丁目についてはより詳細な必要で報告する対象になっているという解釈でよいでしょうか。

事務局 : そうです。

委員 : それでは委員の3つの案件を決めたいと思います。4番の「また」と5番の「なお」は削除したほうがよいということですが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局 : 基本的には削除という方向だと思いますが、調整させていただきたいと思います。

委員 : 最終的に全体を見て答申を作らないと、後で読み返したときに辺な方向に行ってしまう可能性があります。最終的には会長預かりということにさせていただきますが、現時点では「また」と「なお」の削除について検討をさせていただきます。また調査検討を行った場合、技術専門委員会は結果を入れるというよりも、2回目の調査結果を削ったほうが、文章としてはすっきりしますね。

その他にありませんか。

委員 : 5番と6番だが非常に専門的な言葉が続いていて、一般の人には分かりにくいと思います。加えてほしいのは、今回復旧工事をするに当たって、単なる復旧ではなく、より安全な方向に行くような施工方法を取るということを文書中に表現していただきたいと思います。

6番に関して、一般の人は土地の性格を知りたいと思っているのではないのでしょうか。災害の履歴ということではなくてハザードマップとなるようなものを充実させていくべきだということを盛り込んでいただきたいと思います。

事務局 : ハザードマップについてですが、仙台市でハザードマップを作成するために予算取り等確定しております。内容については造成履歴、切盛の状況などです。

ただ今後において課題もありまして、情報提供が資産価値の低下に繋がるという懸念を従来からしておりまして、それについては十分検討した上で情

報提供をしていきたいと考えております。

委員 : 5番ですが、必要がある場合と判断される場合にはというのは、現時点でのベストな対策を考えたつもりですが、要するに今現在は血液検査で病名を決めているようなところでは。

委員 : 実際に宅地に触ってみますと、調査では分からなかったような自体が発生して、予定していた工法では必ずしも最適ではないということが地盤には起り得るということです。それは我々地盤屋にとって当たり前のことですが、あえてここに書いておくのは途中で工法が変わったときに疑念を持たれないようにするためです。まずはそういうことがあり得るということを認識して、その時々ので与えられた情報に基づいて最適な工法を選定していくことが必要になります。そのことを明記させていただきます。委員の目的と私の意図は少し違っておりますが。

委員 : 「必要があると判断される場合には」という言葉にはそのことも含まれていると思うし、説明を受ければその通りだと思います。

委員 : 要は、分かりやすく書くということだと思います。

委員 : 当初、審議会で言われたことは、被災を受けた所に住み続けるとしたらどういう対策があるか、というレベルでお話を聞いております。これぐらいの地震が起きたら潰れないかというような条件付ではありません。

従来の地震復旧は基本的に原形復旧、元あった状態に戻すことなので地震が起きたらまた壊れるのは当たり前、というものが従来の災害復旧の考え方です。今回はそうではないようですが、明確にははっきりしていない状況です。

委員 : そこです。復旧だけではないということをもっと分かりやすく明記したほうがよいと思います。これは今の技術で最大限よかれと思うこと工事を行うのもので、単なる原形復旧ではないということです。「必要があると判断される」というと構えた言い方で基本的な姿勢ではないように読み取れる。

委員 : 間違いなく言えるのは、宅地にこの対策をやれば今回の地震前よりもはるかによいということです。それが書いていないので明記してほしいということですね。

委員 : そうですね。

委員 : 今の話は私も非常に気になるところです。地震はどこで起こるか破壊の形が変わってきます。我々が最大限の技術をもって対策として考えたとして

も、実際に地震が起こって場所が違った場合、最大限にならない場合があります。私としてははっきりとは書けないところであると思っております。

6番の「地盤変状に対する効果判定を適切に行うために」とあります。これは地盤変状に対する効果判定というのは、実際は次の地震が起こった時にしか分かりません。

我々が今までやった対策は地震を考慮した場合、通常的设计より安全率が遥かに上がっていると考えてください。普通の数的な状態よりも遥かに安全性が確保されております。ただし、地震によって破壊・変状するかどうか、効果判定は実際問題としてできません。同じ規模の地震、同じような状況にならない限り。それが難しいところで、我々もどのように書くか非常に悩んでいるということをご理解いただければと思います。

委員 : 全く同じ意見です。恥ずかしい話ですが、我々の知識力がそこまで及んでいなくて、今までの経験があるため、よくなるだろうとは分かりますが、どのくらいよくなったのか答えられません。工法の都合等で制約を受けた中でやっておりますので、例えば良くなっても次の地震で壊れることなどいくらでもありますので、今ここで議論したことを議事録に残していただいて「多分よくなっているだろうということ」を皆さんが共通意識として持っているけれども」というぐらいにさせていただいて、この文章は基本的にそれほど弄らないということで了解をいただけると技術をやっているものとしてありがたいと思います。

委員 : 表現の問題ですね。復旧という言い方をされると住民の方にとっては非常に不満が募るので、そういう言い方ではなく宅地の安全性を高めるための対策工法というような書き方が、真実を表しているのではないかと思います。より分かりやすく温かみのある表現ということで考慮したいと思います。

また、6番の意図ですがこれは、仙台市がこれだけの大きな宅地災害を受けましたが、これから同じような地震、全国でも同様の災害が起こる可能性はあります。復旧工事をやったということを仙台市としてしっかりとした記録を残して、これからの災害に備えることを目的とするデータを取ることでも責務だろうと思います。非常に多額の補助が国から得られるということですので、将来の災害を減らすためのことを一緒に考えていかななくてはならないと思います。6番を实践するのに必要な経費はそれほど多くありませんが、極めてわずらわしい仕事になると思います。復旧後、次の地震を待つまでも

なくその後の経過をある程度残しておくということで、全ての地区は無理だと思えますが代表的な所については残せるような努力をしていただきたいという意味です。

委員 : 6 番の対策工の効果判定について、今の説明ですと 30 年後、50 年後の地震の時にしか分からない効果でもあります。あるいはその直後に何か話が出て効果があるということがあって、その辺が曖昧で、一般の方が読んでもいつまでに誰が何をして何をもって判定するのかが分からないと思い、大変難しいことだとよく分かりました。

委員 : この文書の意味は厳密に何なのかと言われると、かなり困るような文書を包括的に書かなければならないという意味で、個人的には言い切りたいですが、今回は答申書という大事なものなので「包括的＝曖昧さを伴う」という文書になってしまっております。

委員 : 先ほどの大きな表で、変状メカニズム素因と誘因にあるような、谷埋め盛土等の言葉があってもよいのではないですか。技術的助言を求められているものに対して、何故このような被害が起こったのか。資料 2 の技術的助言を求めるといのはどこまでの範囲になっているのでしょうか。

委員 : 私も宮城県沖地震の時の答申を見たのですが、非常に具体的な工法まで書くということです。今回は災害の規模が大きく、形態も非常に多様です。被害概要を書くとする、1 番から 6 番という形ではなく、その前の総論で被害に遭っている宅地についての概要を取りまとめて、それを踏まえて以下のことを提言するようなものになると思います。

委員 : これまでの検討を、一言二言くるような文章が必要に思います。

委員 : 最初に同じことを感じましたが、これでよいと思いました。それは、同じ条件でもすべっていない所がたくさんあります。だからそれと区別して、そういう個別の話、例えば「これとこれが原因」というような話をする、今度はそこが全部弱いというように捉えられてしまったりすると、非常にそこを限定的に書きにくいので、それは仕方ないと思っております。

委員 : それは審議会全体として答申するという書類ですから、ある程度総括的なものを前文に取り入れるということは、作文として可能かと思えます。どちらかと言えばこれは、これからスピードアップしてやっていかないと、時間的な問題が出てくるという焦りがあります。これからの復旧工法、審議会、

委員会の進め方といった運営のほうに重心を置いて作成したような答申書になっております。

それでは委員の意見を組み込んで、今回の仙台市丘陵造成地宅地被災の状況を踏み込んだ形で前文を作り、それで最終的な仕上げとするということで会長と事務局のほうに細かい文言は預けていただくということによろしいでしょうか。

— 肯定 —

それでは、そのように進めさせていただきます。

その他にお気づきの点はございますか。

委員 : 一般人として見た時に、動態観測という言葉は分からないと思います。別の言葉にならないでしょうか。通常では現場計測工法や観測工法というような測定をするようなものです。動態観測という言葉自体が学術的で狭い範囲だけで使われている言葉です。

委員 : 継続的調査ではどうでしょうか。

これも事務局とやりとりをして仕上げたいと思います。これは会長預かりということによろしいでしょうか。答申をご用意したということは仕上げた段階で何らかの方法で、委員の方々には事務局から知らせるということにさせていただきます。おそらく確認を取って全ての委員からの返事を待ってから市長への答申となると、仙台市のほうがとにかく忙しいので、少し強引なやり方ですが、私のほうで仕上げさせていただき、その結果をお知らせするというように進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次第の3、その他ということで事務局お願いいたします。

事務局 : 配付いたしました参考資料になります。

被災宅地独自支援制度の受付を開始いたします。この件につきましては具体的な中身の詰めが終わりましたので、1月30日から正式な受付を開始するということです。制度名は「東日本大震災被災宅地工事助成金制度」ということで、対象となる被災宅地につきましては二次災害のおそれのある、危険・要注意と判定された宅地について所有者自ら行う擁壁等の再築工事、土地の整地工事等に要する費用の、100万円を控除した額の90%について、仙台市が1000万円を上限として助成するものです。

なお、既にご自身で工事を行った場合につきましても、条件を満たすこと



を確認できれば、さかのぼって適応して参りたいと考えております。対象数としましては、4031宅地のうち約2割と考えておりまして、事業費25億円につきましては12月議会で既に予算化が終わっております。

正式な受付は1月30日からで、時間は午前9時から午後5時までという形です。

委員 : ありがとうございます。何か委員から確認したいことはございますか。  
窓口対応にも非常な苦勞があると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 : 宅地被害だけでなく全体で見た場合、ダブルでもらうようなことにはなりませんか。

事務局 : 基本的に現行制度等から外れる部分を対象にしております。説明会を年末からやっております、ジャッキアップが対象にならないのかというような質問がありました。答えとしましては、そういったものにつきましては建物のり災証明が同じく支援金・義援金の対象になっておりますので、そういった意味の重複は無いという対応をしております。あくまでも地盤復旧に係る費用がメインとなります。

委員 : 重複が無いように受付の段階で確認するのか。

事務局 : 当然、内容を見させていただいて確認の上での対応になります。

委員 : それでは、今日の会議全般に付きまして何かご質問等、ございませんか。

委員 : 工法が色々書かれている資料ですが、これから大変だと思ひますがひとつひとつこのように書かれるのもよいのですが、パターン化といったことは考えられないものでしょうか。これを見るといくつかのグループに分けられます。パターン化をしておけば整理することが楽ではないでしょうか。

委員 : 今の意見は今後の事務局での進め方と言ひますか、これから急いで進めなければならぬ時にパターン化という概念があると類似の現場があった時に次の地区に対する対処が極めて早くなるという効果もあり得るということ。その辺の観点を持っただいて調査結果等の整備をお願ひしたい、というようなことでよろしいでしょうか。

それではその他、ございませんか。

それでは予定時刻に近づきましたので、宅地保全審議会での議論を終了いたします。今回答申について宿題を仰せつかったので、出来る限り事務局と協議してよりよい答申を作成しますので、後日確認していただければと思ひ

ます。

それではこれで本日の宅地保全審議会の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 第32回宅地保全審議会終了 —

以上